



米子市長定例記者会見資料	
令和2年10月27日	
担当課(担当者)	調査課(宇山)
電話(0859)23-5307	

報道機関各位

米子市役所における押印見直しの取組について

コロナ禍を契機として行政のデジタル化が喫緊の課題とされるなか、その取組の一環として、国などにおいて行政手続等における押印について、見直しが進められています。

米子市でも、手続きをされる方の利便性の向上と事務の効率化、また、オンライン申請など行政手続のデジタル化の観点から、市役所で受け付ける申請書等への押印について見直しを行います。

1 米子市のこれまでの取組

米子市では平成4年度に、市に提出される全ての申請書等を対象として押印の見直しを行いました。

その結果、公民館や体育館など市有施設の使用許可申請書等を中心に約70種類の書類について押印欄を廃止しました。しかしながら、このときの見直しでは、法令等の条文や規定された様式で押印が求められているものや、金銭の支給等に係るものについては見直しの対象としなかったため、約700種類の書類については従前どおり押印をいただくこととしました。

その後は全庁一斉の見直しは行っておりませんが、住民異動届や所得・課税証明交付申請書について押印を廃止するなど、随時、個別に見直しを行ってきました。

2 このたびの見直しについて

このたびの見直しでは、国の法令等により押印を求められているものなど、市の裁量の範囲外のものを除き、現在、押印を求めている全ての書類について改めて押印の必要性を総点検します。その際には、条例や規則に基づいて押印を求めているものでも、必ずしも押印の必要性がないと思われるものについては、条例・規則の改正を検討します。

具体的には

- ・ 条例や規則、あるいは慣例により形式的に押印を求めているもの
- ・ 本人確認の目的で押印を求めているもので、本人確認書類の提示などで代えられるものなどについては、押印をなくす方向で見直します。

3 見直しの時期について

年度内をめぐり、全ての書類について、押印を不要とできるかどうかの判断を行いたいと考えており、見直しが可能なものから順次、押印をなくしていきます。